

平成21年(行コ)第213号

八ッ場ダム公金支出差止等(住民訴訟)請求控訴事件

控訴人 深澤 洋子 外37名

被控訴人 東京都水道局長 外4名

## 控訴人準備書面(21)

平成24(2012)年12月21日

東京高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 高 橋 利 明 代

同 大 川 隆 司 代

同 羽 倉 佐 知 子 代

同 只 野 靖 代

同 土 橋 実 代

同 谷 合 周 三 代

同 島 昭 宏 代

同 西 島 和

ほか28名

被控訴人らのこれまでの主張立証をすべて検討しても、本件建設費負担金支出に係る被控訴人らの判断の適正さを判断するうえで根拠となる事実関係に不明な点がある。そこで、控訴人らは、以下のとおり釈明を求める。

#### 1 地下水の「不安定性」について

被控訴人らは、多摩地区の地下水を保有水源として算入しない。

その理由として、被控訴人らは、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性という水質の問題を挙げるが、甲61でとりあげられている「高度浄水処理施設」ではクリプトスポリジウム等を除去できるのではないかと問う。

東京都水道が使用している浄水施設はいくつあるか。そのうち、高度浄水処理施設を導入していない施設の数と名称、高度浄水処理施設を導入しない理由を明らかにされたい。

#### 2 「安定給水」のための水道供給設備整備の状況について

被控訴人らは、「安定給水」のために今なお八ッ場ダムの建設費負担金支出が必要と主張するが、「安定給水」を実現するためには、水源の確保のみならず、供給施設の整備、維持管理が必要である。被控訴人らが、安定給水のために必要な事項のうち、水源確保に過度に重きをおいていないかどうかを明らかにするため、以下の点について釈明を求める。

##### (1) 浄水施設の水道供給能力について

しかし、東京都水道の浄水施設は、建設時は686万 $\text{m}^3$ /日の能力があったが、現在は水質管理や必要な工事等により、実際に供給できる能力は平成22年度時点で年平均470万 $\text{m}^3$ /日程度になっている（甲48・17頁）。このままでは八ッ場ダムの建設費負担金を支出して水源を取得しても、取得した分の水源を活用（供給）できない事態となるが、浄水施設の供給能力を建設時の能力まで増大させる計画はあるか。計画がある場合、計画の内容（いつまでにどの程度能力を増大させる計画なのか）、及び費用の見通しを明らかにされた

い。

## (2) 基幹管路の耐震化について

また、水道施設の耐震化の状況について、神奈川県では基幹管路の耐震適合率が61.3%であるのに対し、東京都では34.9%にすぎない(甲65)。神奈川県と東京都の基幹管路の総延長はいずれも3000km程度である(甲65)が、東京都で耐震化が遅れているのはなぜか。また、基幹管路の耐震適合率を100%とするためにかかる期間と費用を明らかにされたい。

## 3 代替案の検討状況について

被控訴人らの主張する保有水源の「切下げ率」に関する国交省の資料(乙120等)によると、「渇水年」には利根川水系の供給能力が低下するとのことである。これを前提とすると、新たに水源を求めるならば、利根川水系以外に求めることが合理的と思われるが、被控訴人水道局長において、利根川水系以外からの取水を増やすこと(例えば、川崎市からの分水を増やすこと)を検討したことはあるか。検討したことがある場合、いつ、どのような対応を検討し、検討結果はどのようになったか、明らかにされたい。検討したことがない場合、検討しなかった理由を明らかにされたい。

## 4 近年の「渇水」による具体的な被害について

被控訴人らは、平成6年に給水制限が行われたことを指摘するが、被控訴人らの主張からは、平成6年に具体的な被害が生じたのかどうか、明らかでない(被控訴人ら準備書面(2)77頁の記述は、節水呼び掛けにより被害が回避されたとの主張のように読める)。

そこで、近年の「渇水」による被害が発生しているかどうかを明らかにするため、平成4年から平成23年までの20年間で、1番目の渇水年、2番目の「渇水年」はそれぞれいつか、及びそれぞれの「渇水年」において、水道利用に具体的な支障は発生したかを明らかにされたい。

また、平成5年から24年までの20年間で、本年は何番目の「渇水年」か。

5 昭和60年当時の水道需要予測では、1995年に一日最大配水量が約670万 $\text{m}^3$ /日まで増大する予測となっていたが、当時、1995年以降の料金収入はどの程度になるという見通しだったか。平成23年の一日最大配水量は480万 $\text{m}^3$ /日であったが、料金収入はいくらであったか。

6 建設費負担金472億円の支出による効果について

被控訴人らの主張によっても、「渇水年」以外の年においては、被控訴人らの自認する保有水源630万 $\text{m}^3$ /日に対し、年間のピーク量（一日最大配水量）が最大600万 $\text{m}^3$ /日ということで、水源不足は生じない。

八ッ場ダムの完成年度は、最も早くても2020年であるが（甲60）、2020年以降東京都の人口は減少に転じる（甲52・25頁）。このような状況で、八ッ場ダム完成後、被控訴人らの自認する保有水源量が一日最大配水量を下回る日は、最多で何日程度あるのか。

以上